

国分寺崖線景観基本軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 土地利用	
	事業地内外の緑が、崖線、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 記載欄
	事業地に設置するオープンスペースは、崖線の緑と連続する配置とする。 記載欄
	計画敷地内や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらを生かした計画とする。 記載欄
	不整形な残地は、緑地などとして活用する。 記載欄
(2) 造成等	
	崖線の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が出現しないようにする。 記載欄
	擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。 記載欄
(3) 緑化	
	事業地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。 記載欄
	緑化に当たっては、崖線の植生に調和した樹種を選定する。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--